

JR連合 政策News

第220号

2012年6月21日

高速ツアーバスにおける交替運転者の基準案が示される！

国土交通省主催「高速ツアーバス等の過労運転防止」第2回検討会開催

JR連合は労働者代表として、同基準案に対する考え方を主張！

6月20日、国土交通省は「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」第2回会合が開催された。JR連合は、前回に引き続き、労働者代表として委員参加した。

夏期輸送までに取り組むべき当座の緊急対策として6月中に策定することを念頭において進められている中、今次会合において国土交通省より、「過労運転防止に係る緊急対策（案）」が示された。同案は、過日の事故を再発させないという目的のもとに策定することとしており、当座の緊急対策として高速ツアーバスのみを対象とした内容となっている。具体的には、以下を骨子とする内容となっている。

高速ツアーバスの夜間運行において、一運行あたり以下の運行距離または乗務時間を超えた場合は交替運転者を必要とする

①実車距離が400キロを超えた場合。ただし、特別な安全措置を講じ、その内容について公表を行っている場合は500キロ

②一人の運転者の乗務時間が10時間を超えた場合

※夜間運行とは、運行開始時刻（乗車時刻）または終了時刻（下車時刻）が、深夜2時から早朝4時までのいずれかに入るか、または運行時間帯が当該時刻を跨ぐ運行をいう

また、上述のツアーバス事業者による特別な安全措置として、運行計画において連続運転時間2時間以下とし、2時間毎に20分以上の休憩を確保すること、さらには運行直前の休息期間を11時間以上とするとともに、遠隔地での点呼執行やデジタル式運行記録計の装備を義務化する内容となっている。

その後行われた質疑において、JR連合から委員参加している自動車連絡会顧問より、実車距離ではなく総走行距離で基準を定めるべきである点、この間指針としてきた一日一人当たりの乗務キロ（670キロ）に関する今後の扱い、既存の高速バス事業者への当該基準案の適用可否、さらには遠隔地での点呼執行に関するアルコール検査を含めた諸問題等、多岐に亘る指摘を行い、その後も多くの委員から課題提起がなされ、次回会合で議論することとなった。

JR連合は、この間、安全なバス運行にバス運転者の適切な労働環境の確保が必要不可欠であると主張してきた。緊急対策であることから、次回会合で一定の結論を導くこととなるが、JR連合は引き続きバス関係労働者が安心してはたらくことのできる労働環境改善に向け、全力で取り組んでいく。